

○奈良市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良市議会議員の政治倫理に関する条例（平成 年奈良市条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（辞退届）

第2条 条例第4条第2項に規定する辞退届は、第1号様式とする。

（関係企業報告書）

第3条 条例第4条第3項に規定する関係企業報告書は、第2号様式とする。

（関係企業変更報告書）

第4条 条例第4条第4項に規定する関係企業変更報告書は、第3号様式とする。

（宣誓書）

第5条 条例第5条第1項に規定する宣誓書は、第4号様式とする。

（調査請求）

第6条 条例第6条第1項に規定する調査請求書は、第5号様式とする。

2 調査請求書には、条例第6条第1項の規定による請求（以下「調査請求」という。）をしようとする市民が署名（視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）及び押印をしなければならない。

（調査報告書の閲覧）

第7条 条例第11条第3項の規定による調査報告書の閲覧は、調査報告書の写しの送付を受けた日の翌日（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日）からすることができる。

2 閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 調査報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 調査報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（説明会の開催請求）

第8条 条例第7条第1項（条例第8条において準用する場合を含む。）の規定による請求は、開催請求書(第6号様式)により行うものとする。

2 条例第7条第3項（条例第8条において準用する場合を含む。）の規定による請求は、市民開催請求書(第7号様式)により行うものとする。

3 市民開催請求書には、条例第7条第3項（条例第8条において準用する場合を含む。）の規定による請求をしようとする市民及びその代表者が署名及び押印をしなければならない。この場合において、市民開催請求書にする署名は、条例第7条第4項に規定する期間内に行われたものでなければならない。

（開催請求書等の受理後の手続）

第9条 議長は、条例第7条第2項及び第5項（条例第8条において準用する場合を含む。）の規定により説明会(以下単に「説明会」という。)を開催することを決定したときは、開催予定日の14日前までに、説明会を開催すること並びにその日時及び場所を市民に周知させるための広報をしなければならない。この場合において、その決定が市民による開催の請求に基づくものであるときは、当該請求をした市民に通知しなければならない。

2 議長は、条例第7条第3項（条例第8条において準用する場合を含む。）の規定により市民から開催請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、開催請求をした市民が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めるものとする。

3 議長は、開催請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該開催請求を却下する。

(1) 市民開催請求書に有権者100人以上の連署がないとき。

(2) 市民開催請求書の記載事項に不備があるとき。

4 議長は、開催請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正することができるものであるときは、開催請求をした市民に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

5 議長は、第3項の規定による却下をしたときは、その旨を開催請求をした市民に書面により通知する。

（補佐人による議員の説明の補佐）

第10条 議員は、補佐人を説明会に出席させて、説明を補佐させることができる。

2 議員は、補佐人を説明会に出席させようとするときは、あらかじめ書面で、その旨を議長に通知するものとする。

3 補佐人の資格は、書面で証明しなければならない。

(議長の議事整理権)

第11条 議長は、説明会の議事を整理し、説明会の場の秩序を保持し、説明会に関する事務を統括する。

2 説明会に出席した市民、議員又は補佐人は、議長が前項の規定に基づいて行う指示に従わなければならない。

(写しの交付等)

第12条 条例第11条第3項の規定により閲覧に供する調査報告書の写しの交付を請求しようとする者(以下「複写請求者」という。)は、複写申込書(第8号様式)を議長に提出するものとする。

2 複写請求者は、別表に定める調査報告書の写しの作成に要する費用を負担するものとする。

3 前項の費用は、調査報告書の写しの作成の際これを納入しなければならない。ただし、議長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(公表の方法)

第13条 条例第5条第2項、条例第10条第3項及び条例第11条第1項の規定による公表並びに第9条第1項の規定による広報は、次に掲げる方法のうち適当な方法により行うものとする。

(1) ホームページ掲載

(2) 市又は議会の広報紙掲載

(3) その他議長が適当と認める方法

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別表(第12条関係)

区分	金額
----	----

写しの作成	1 枚（片面）につき 1 0 円
-------	------------------

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）奈良市議会議長

奈良市議会議員

⑩

（関係者）

企業名等

役 職 名 ※

住 所

氏 名

⑩

（続柄等

）

辞 退 届

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第4条第2項の規定に基づき、市に対する請負を辞退することを届け出ます。

※ 役員に就任している場合に、記載してください。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）奈良市議会議長

奈良市議会議員

⑩

関 係 企 業 報 告 書

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 企業名等

2 所在地

3 代表者

4 役職名

5 関係事項

（1）本人が役員をしている

（2）本人が実質的に経営に携わっている

☐ (1)に該当：資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している

☐ (2)に該当：年額100万円以上の報酬、顧問料その他これらに準ずるものを収受している

☐ (3)に該当：経営方針又は主要な取引に関与している

（3）親族等が役員をしている

続柄 （ 配偶者 ・ 1親等 ・ 2親等 ）

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）奈良市議会議長

奈良市議会議員

⑨

関係企業変更報告書

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

様 式 検 討 中

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

宣 誓 書

奈良市議会議員

⑩

私は、奈良市議会議員の政治倫理に関する条例に規定する次の事項を遵守することを固く誓います。

- 1 政治倫理規準
- 2 請負等に関する遵守事項
- 3 その他条例に定められている事項

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）奈良市議会議長

住 所

氏 名

㊟

調 査 請 求 書

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり調査を請求します。

- 1 調査請求の対象となる事由
- 2 調査請求の対象となる事由の内容
- 3 調査請求の対象となる事由を証する資料

別添のとおり

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）奈良市議会議長

奈良市議会議員

⑩

開 催 請 求 書

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第7条第1項に基づき、説明会の開催を
請求します。

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）奈良市議会議長

（説明会開催請求代表者）

住 所

氏 名 ⑩

市 民 開 催 請 求 書

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第7条第3項（条例第8条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、説明会の開催を請求します。

説明を求める議員（氏名）

議員

説 明 会 開 催 請 求 者 署 名 簿

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第7条第3項(条例第8条において準用する場合を含む。)により(氏名) 議員の市民に対する説明会の開催を請求するため、有権者の署名を求めます。

年 月 日

(説明会開催請求代表者)

住 所

氏 名 ⑩

奈良市議会議長が、選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

有権者であることの確認欄	
--------------	--

奈良市議会議長が、選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

有権者 である ことの 確認欄	番号	署名年月日	住所	氏名	印

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すこと。
2 氏名は、自署すること。
3 有権者であることの確認欄は、記入しないこと。

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

（あて先）奈良市議会議長

（請求者）

住 所

氏 名

㊞

複 写 申 込 書

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程第 1 2 条 1 項の規定に基づき、
次のとおり写しの交付を請求します。